

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立小金井特別支援学校（以下「本校」という）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を監督し、及び必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く)を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

- 1 分掌部
教務部、研究研修部、行事部、生活指導部、進路指導部、理解教育充実部、保健給食部、スクールバス部及び支援部を置く。なお、各部の分掌内容は別表1のとおりとする。
- 2 学部・学年部
小学部低学年、小学部高学年及び中学部を置く。
- 3 教科・領域等
国語・算数(数学)、音楽、図工・美術、体育、家庭・調理、生活単元学習、作業学習、及び図書を置く。
- 4 企画調整会議
- 5 職員会議
- 6 委員会
防災委員会、防災教育推進委員会、学校保健委員会、食物アレルギー対応委員会、医療的ケア安全委員会、安全衛生委員会、学校給食委員会、都立学校開放事業運営委員会、学校安全委員会、ホームページ管理運営委員会、校内支援委員会、省エネ委員会、セクハラ防止委員会、学校サポートチーム、学校いじめ対策委員会、外部専門員委員会、自閉症教育充実委員会を置く。なお、各委員会の職務内容は別表2のとおりとする。
- 7 学校運営連絡協議会
- 8 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。ただし、情報処理指導主任は教務部以外の者が担当することもある。
- 9 その他
校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校経営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、保健主任、学部主任、専任コーディネーター、情報主任とする。その他、必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

3 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

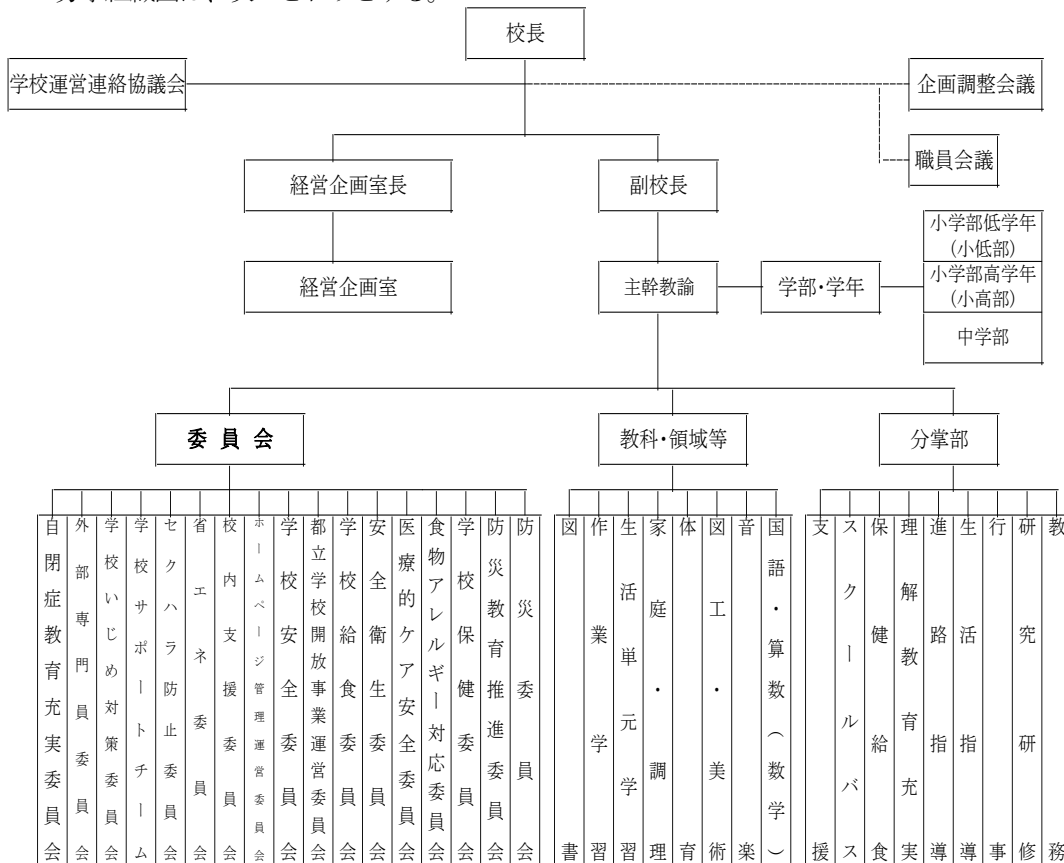
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (分掌部)

分 掌 名	内 容
教 務 部	教育計画作成、学籍、教育実習、儀式関係、学校要覧、教科書、教室割り振り等の庶務関係の計画立案及び遂行。情報教育の推進、学校ホームページの作成、視聴覚及びパソコン機器等の活用並びに管理。アセスメントの推進。
研 究 研 修 部	校内研究推進全般に関わる(校内研究活動方針の確立、研究紀要発行等)計画立案及び遂行。
行 事 部	運動会・学習発表会の計画立案及び遂行。夏の学校、親子プールの実施支援。
生 活 指 導 部	児童・生徒の安全指導、生活指導等(登下校、避難訓練、一人通学指導等)の計画立案及び遂行。校内環境整備計画(学習環境、清掃用具管理、掲示板、備品の管理等)の策定及び遂行。
進 路 指 導 部	進路指導(キャリア教育計画、保護者・教員研修(講演会・施設見学)、同窓会、広報、支援機関等懇談会、各市PTA活動との連携)等の計画立案及び遂行。地域施設行事との連携・協力。
理 解 教 育 充 実 部	特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育充実事業に関する業務に関する計画立案及び遂行。(学校公開及び交流活動:学校間交流、作品展、地域ボランティアの受け入れ、研修会開催、学校案内、紹介ビデオ) 障害者地域交流集会実施支援、ボランティア養成講座企画・実施。
保 健 給 食 部	児童・生徒の保健管理・行事・指導、給食指導等の計画立案及び遂行。
ス ク ー ル バ ス 部	スクールバス運行計画等の策定及び運行管理。
支 援 部	就学指導・教育相談(学校見学、体験入学、一日入学、幼児教室、内外引継ぎ等)に関する計画立案及び遂行。個別の教育支援計画策定・実施・評価、副籍事業にかかわる関係機関等とのコーディネート、校内支援委員会の運営。通学区域内にある小中学校における特別支援教育の相談・支援。外部専門員の運用に当たっての調整、報告等。

別表 2 (委員会)

委 員 会 名	内 容
防 災 委 員 会	校内の防災計画(広域避難訓練等)並びに消防署との連絡に関する計画立案及び遂行。
防 災 教 育 推 進 委 員 会	地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒への防災教育の推進に関する計画立案及び遂行。
学 校 保 健 委 員 会	学校保健安全に関する計画立案及び遂行。
食 物 ア レ ル ギ ー 対 応 委 員 会	食物アレルギーのある児童・生徒に対する学校給食及び教育活動の適切な対応に関する計画立案及び遂行。
医 療 的 ケ ア 安 全 委 員 会	医療的ケア実施に係る計画、実施者の研修、実施等について組織的協議、医療的ケア実施の安全確保。
安 全 衛 生 委 員 会	教職員の安全衛生に関する内容についての計画立案及び遂行。
学 校 給 食 委 員 会	学校給食運営に関する計画立案及び遂行。
学 校 開 放 事 業 運 営 委 員 会	学校開放事業に関する計画立案及び遂行。
学 校 安 全 委 員 会	学校安全に関する計画立案及び遂行。
ホ ー ム ペ ー ジ 管 理 運 営 委 員 会	学校ホームページの企画・作成・管理・運用。
校 内 支 援 委 員 会	個別の教育支援計画に関する計画立案及び遂行。
省 エ ネ 委 員 会	学校の省エネに関する計画立案及び遂行。
セ ク ハ ラ 防 止 委 員 会	教職員のセクシュアルハラスメント防止に関する計画立案及び遂行。
学 校 サ ポ ー ト チ ー ム	いじめ総合対策委員会の求めに応じた助言・勧告。 地域と連携した総合的ないじめ対策の推進。
学 校 い じ め 対 策 委 員 会	児童・生徒に対するいじめを組織的に防止するための計画の立案と遂行。
外 部 専 門 員 委 員 会	外部専門員に係る計画の立案と実行。
自 閉 症 教 育 充 実 委 員 会	自閉症教育の充実に関する計画立案、調整及び遂行。